

私立幼稚園等の補助金について

●私立幼稚園就園奨励費補助金（国庫補助）

- 対 象** 大田原市内に住民登録又は外国人登録があり、認可された私立幼稚園（市外の幼稚園を含む）に在園している満3～5歳児の保護者で、当該年度の市民税の所得割が基準以下（183,000円以下）の方。
- 内 容** 私立幼稚園の保護者の方の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興と充実を図るため、国の補助を受け、私立幼稚園の入園料・保育料を一部助成するものです。
- 申請方法** 毎年6月頃に在園している幼稚園を通して行います。
- 支給時期** 翌年の1月末頃に保護者の指定する金融機関の口座に振り込みます。
（年度内での途中退園等の場合は支給時期が変わることがあります。）
- その他** 毎年基準額の変更がありますのでご注意ください。

○就園奨励費補助金額一覧表

【小学校1～3年生の兄・姉がいない世帯】

区 分	従来条件 補助限度額（1人あたり年額）		
	1人就園か同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
生活保護法による保護を受けている世帯	223,200円	264,000円	303,000円
市民税が非課税の世帯	193,200円	249,000円	303,000円
市民税の所得割額が非課税で均等割のみの世帯			
市民税の所得割額が34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円	303,000円
市民税の所得割額が183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円	303,000円

【小学校1～3年生の兄・姉がいる世帯】

区 分	新条件 補助限度額（1人あたり年額）	
	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児（第3子）
生活保護法による保護を受けている世帯	244,000円	303,000円
市民税が非課税の世帯	222,000円	303,000円
市民税の所得割額が非課税で均等割のみの世帯		
市民税の所得割額が34,500円以下の世帯	159,000円	303,000円
市民税の所得割額が183,000円以下の世帯	111,000円	303,000円

（上記は平成23年度の基準及び金額です。年度によって変更がありますのでご注意ください。）

※市民税の所得割額は平成23年度市民税の所得割額です。

※市民税の所得割額を計算する場合は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除及び外国税額控除を適用しないものとします。

※補助金額は年額の上限額で、保育料年額を超えない範囲で支給されます。

（途中入退園に場合は月割になります。）

●就園奨励費対象外世帯について（市単独補助）

市民税の所得割が183,000円を超えた世帯に、一律で年額10,000円が支給されます。

※途中入園の場合は月割りで算定されます。

●第2子等保育料減免事業費（県費補助）

同一世帯から2人以上就園している場合の保護者負担額（給食にかかる経費を除く）が減免となります。ただし、就園奨励費補助金の交付を受けている方は対象外となります。

第2子は第1子の1/2負担

減免額算定式

$(\text{保育月額} \times \text{支払月} - \text{第1子就園奨励費}) \times 1/2 - \text{第2子就園奨励費加算限度額}$

※第2子就園奨励費加算限度額＝第2子就園奨励費－第1子就園奨励費

第3子は第1子の1/10負担

減免額算定式

$(\text{保育月額} \times \text{支払月} - \text{第1子就園奨励費}) \times 9/10 - \text{第3子就園奨励費加算限度額}$

※第3子就園奨励費加算限度額＝第3子就園奨励費－第1子就園奨励費

●2人以上同時就園補助

同一世帯から2人以上就園している場合、保育料年額を超えない範囲で上限60,000円が支給されます。

※国、県、市の補助金額合計が保育料年額を超える場合は支給されません。

●2歳児子育て支援補助（未就園児支援）

2歳児から入園した未就園児に対して、満3歳になる誕生月の前月まで月額1,000円が支給されます。ただし、保育所の待機児童解消を目的に保育所から幼稚園に転園した場合は、市民税所得割課税の額が34,500円以下の世帯に対しては月額15,000円、34,500円を超える世帯に対しては月額8,000円となります。

●保育園からの幼稚園へ転園した場合の補助

1) 保護者に対する補助

保育所の待機児童解消を目的に、保育所から幼稚園に転園した園児に対して、就園奨励費補助限度額に年額50,000円を限度として保育料年額を超えない範囲で加算されます。ただし、市民税所得割課税の額が34,500円以下の世帯に限ります。

また、転園した園児1人当たり30,000円を入園料の補助として支給します。ただし1回限りとなります。

2) 幼稚園に対する補助

保育所の待機児童解消を目的に、保育所から幼稚園に転園した園児に対して、保育時間を延長して幼稚園に預ける場合、長期休業時は園児1人当たり日額1,000円、その他の日は日額250円を幼稚園に対して支給しますので預かり保育料が軽減されます。ただし月額の預かり保育料を上限とします。